（金属鉱物及び金属鉱産物の範囲）

第二十一条　機構法第十一条第五項の経済産業省令で定める金属鉱物は、次の各号に掲げるものとする。

一～八　［略］

九　クロム鉱

十～十五　［略］

十六　アンチモン鉱

十七～二十一　［略］

二十二　希土類金属鉱

二十三～三十七　［略］

三十八　ビスマス鉱

三十九～四十四　［略］

２　機構法第十一条第五項の経済産業省令で定める金属鉱産物は、前項第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十三号までの金属鉱物について、選鉱、製錬その他の加工をしたものとする。

第二十二条　［略］

（経理の方法）

第二十三条　機構は、機構法第十二条第一号に掲げる業務に係る勘定の経理については、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

一　機構法第十一条第一項第四号に掲げる業務（石油等に係るもの及び二酸化炭素の貯蔵に係るものに限り、これらに附帯する業務を含む。）

二～四　［略］

２　機構は、機構法第十二条第二号に掲げる業務に係る勘定の経理については、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

一　機構法第十一条第一項第一号に掲げる業務（石油等及び水素に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵に係るものに限り、これらに附帯する業務を含む。）及び同項第三号に掲げる業務（水素に係るもの及び二酸化炭素の貯蔵に係るものに限り、これらに附帯する業務を含む。）

二　［略］

三　機構法第十一条第一項第四号に掲げる業務（石油等に係るものに限り、これに附帯する業務を含む。）

（金属鉱物及び金属鉱産物の範囲）

第十九条　機構法第十一条第五項の経済産業省令で定める金属鉱物は、次の各号に掲げるものとする。

一～八　［略］

九　クローム鉱

十～十五　［略］

十六　アンチモニー鉱

十七～二十一　［略］

二十二　希土類鉱

二十三～三十七　［略］

三十八　そう鉛鉱

三十九～四十四　［略］

２　機構法第十一条第五項の経済産業省令で定める金属鉱産物は、前項第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十二号までの金属鉱物について、選鉱、製錬その他の加工をしたものとする。

第二十条　［略］

（経理の方法）

第二十一条　機構は、機構法第十二条第一号に掲げる業務に係る勘定の経理については、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

一　機構法第十一条第一項第四号に掲げる業務（石油等に係るものに限り、これに附帯する業務を含む。）

二～四　［略］

２　機構は、機構法第十二条第二号に掲げる業務に係る勘定の経理については、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

一　機構法第十一条第一項第一号に掲げる業務（石油等に係るものに限り、これに附帯する業務を含む。）

二　［略］

三　機構法第十一条第一項第四号に掲げる業務（石油等に係るもの及び二酸化炭素の貯蔵に係るものに限り、これらに附帯する業務を含む。）

二　［略］

第二十四条・第二十五条　［略］

（償還計画の認可の申請）

第二十六条　機構は、機構法第十六条第一項の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、通則法第三十一条第一項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。

一　［略］

二　エネルギー・金属鉱物資源債券の総額及び当該事業年度において発行するものの引受けの見込み

三　長期借入金及びエネルギー・金属鉱物資源債券の償還の方法及び期限

四　［略］

第二十七条～第三十一条　［略］

三　機構法第十一条第一項第四号に掲げる業務（石油等に係るものに限り、これに附帯する業務を含む。）

二　［略］

第二十二条・第二十三条　［略］

（償還計画の認可の申請）

第二十四条　機構は、機構法第十六条第一項の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、通則法第三十一条第一項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。

一　［略］

二　石油天然ガス・金属鉱物資源機構債券の総額及び当該事業年度において発行するものの引受けの見込み

三　長期借入金及び石油天然ガス・金属鉱物資源機構債券の償還の方法及び期限

四　［略］

第二十五条～第二十九条　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年十一月十四日）から施行する。